

平成 2 4 年第 1 回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 2 4 年 3 月 2 7 日開会
平成 2 4 年 3 月 2 7 日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成24年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局出席職員	1
説明のため出席した者	2
開会宣告	2
広域連合長挨拶	2
開議宣告	3
日程1 会議録署名議員の指名について	3
日程2 会期の決定について	3
日程3 第3号議案 平成24年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	3
日程4 第4号議案 平成24年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算	3
提案理由説明	
○東村広域連合長	3
質 疑	
○松本朗君	5
○三上事務局長	5
○松本朗君	6
○三上事務局長	6
討 論	
○松本朗君	7
採 決	8
日程5 第5号議案 平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算	8
提案理由説明	
○東村広域連合長	8
採 決	9
日程6 第6号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 の一部改正について	9
日程7 第7号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例 基金条例の一部改正について	9
提案理由説明	
○東村広域連合長	9

採 決	1 0
日程 8 第 8 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について	1 0
提案理由説明	
○東村広域連合長	1 0
採 決	1 1
日程 9 一般質問	1 1
○松本朗君	1 1
○東村広域連合長	1 3
○松本朗君	1 4
○東村広域連合長	1 5
○松本朗君	1 5
広域連合長挨拶	1 6
閉会宣告	1 7

平成24年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第3号議案	平成24年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	広域連合長	24.3.27	24.3.27	原案可決
第4号議案	平成24年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	原案可決
第5号議案	平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	〃	〃	〃	原案可決
第6号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決
第7号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決
第8号議案	福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について	〃	〃	〃	原案可決

平成24年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
3月27日	水	午後3時10分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	議案上程 質疑、討論、採決 一般質問、閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 24 年 3 月 27 日（水曜日）午後 3 時 10 分開会

平成 24 年 3 月 27 日、平成 24 年第 1 回定例会が福井県自治会館多目的ホール（議場）に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

日程 1 会議録署名議員の指名について

日程 2 会期の決定について

日程 3 第 3 号議案 平成 24 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程 4 第 4 号議案 平成 24 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程 5 第 5 号議案 平成 23 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

日程 6 第 6 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程 7 第 7 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

日程 8 第 8 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について

日程 9 一般質問

○出席議員（20 人）

1 番	北條	正君	2 番	山崎	法子君
4 番	北村	晋君	6 番	新谷	欣也君
7 番	武田	敏孝君	8 番	平岡	忠昭君
9 番	玉邑	哲雄君	10 番	大久保	恵子君
11 番	嵐	等君	12 番	飯田	拓見君
13 番	向瀬	英渡君	15 番	砂子	三郎君
16 番	松村	治門君	17 番	村田	耕一君
18 番	谷口	健次君	19 番	加藤	貞信君
20 番	山川	豊君	21 番	松本	朗君
22 番	東野	栄治君	23 番	河合	永充君

○欠席議員（3 人）

3 番	池尾	正彦君	5 番	的場	輝夫君
14 番	北野	正勝君			

○事務局出席職員

事務局長	三	上	明	範
事務局次長	高	村	恒	之
業務課長	東	嶋	孝	市
会計管理者	本	多		充
業務課長補佐	山	岸		健
係 長	田	畑	佳	亨
係 長	川	尻	宏	和
係 長	川	江	邦	孝

○説明のため出席した者

広域連合長 東 村 新 一 君

副広域連合長 杉 本 博 文 君

副広域連合長 橋 本 達 也 君

○議長（加藤貞信君） 平成24年第1回
福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会
は、本日招集され、出席議員が定足数に達
しておりますので、議会は成立しました。

よって、これより開会し、本日の会議を
開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、

3番 池尾正彦君、5番 的場輝夫君、
14番 北野正勝君の3名であります。

ここで、広域連合長より発言を求められ
ておりますので、これを許可いたします。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに、
平成24年第1回福井県後期高齢者医療広
域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、保険料率
について御審議をいただきました2月17
日の臨時会に続き、そしてまた年度末とい
う公私ともに極めて御多用の中、御参集を
賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきまして
は、施行から4年が経過する中で、それな
りに社会に定着した感がある一方、伸び続

ける医療費の増加は、協会けんぽなど、こ
の制度の支援者である現役世代保険者の負
担をさらに重くしております。このような
医療費の負担が過度に現役世代に偏ってし
まう制度では、保険者の経営努力が及ばな
いことを大きな問題とする点も、現制度の
廃止、新制度移行への要因の1つとされた
ところであります。

気になりますその移行時期につきまして、
これまで国は「関係者の理解を得た上で現
在開会中の通常国会に関連法案の提出を目
指す」としてきました。しかし、3月15
日には、「厚生労働省は、都道府県の強い反
発のため、今通常国会における廃止法案の
提出を見送る方向で調整に入った」と報道
されております。国が、新制度の施行まで
には少なくとも2年程度の準備期間が必要
としていることから逆算しますと、これま
で主張してきました平成26年度からの新
制度移行は非常に難しくなったのではない
かと思われるところです。

また、現在、内閣府では高齢社会対策基
本法に基づき、今後の高齢社会対策の基本
的あり方が検討されております。その最終
報告書案では、「これまでの『人生65年時
代』を前提とした社会の仕組みや対応には
限界が見られるため、高齢者像をめぐるこ
れまでの認識と実態の乖離を解消して『人
生90年時代』に備えた新しい仕組みへ意
識改革が必要だ」とまとめております。

このように、高齢社会対策が大きく変わっていくのであれば、医療保険制度も、これからまだまだ転換が求められることが推察されるところでございますが、当広域連合といたしましては、現行制度が続く限りは、被保険者の皆様が安心できる制度運営に努めてまいる所存でございます。

本日は、「平成24年度一般会計」及び「特別会計」の予算案、並びに「平成23年度特別会計補正予算案」、そして、「後期高齢者医療に関する条例」及び「後期高齢者医療制度臨時特例基金条例」の一部改正、「広域計画の改定について」の6議案を提案させていただきます。

この後、十分なる御審議をいただき、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶させていただきます。

○議長(加藤貞信君) 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、

8番 平岡忠昭君、9番 玉邑哲雄君を指名いたします。

次に、日程2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤貞信君) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程3 第3号議案「平成24年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程4 第4号議案「平成24年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第3号議案及び第4号議案の、「平成24年度各会計予算」につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、平成24年度の予算編成に当たっては、「被保険者への安心の提供」、「円滑な制度運営」を柱とし、総合的かつ横断的な調整を図りながら、所管の事業を精査し、政策効果を重視した見直しや経費の合理化を行い編成したところであります。

また、かかるコストと成果に関して十分な精査を行い、構成市町の財政状況にも配慮したところであります。

では、第3号議案の「一般会計予算」からご説明いたします。

議案1ページをお願いいたします。

平成24年度の一般会計予算であります
が、予算総額を4億9,082万3,000
円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、議案2ページ
をお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、「第
1款 分担金及び負担金」に構成市町から
の負担金として、4億9,060万6,00
0円を計上しております。

また、歳出の主なものといたしましては、
「第1款 議会費」に143万9,000円
を、「第2款 総務費」では広域連合の運営
に要する経費として1億6,019万6,0
00円を、「第3款 民生費」では後期高齢
者医療特別会計への繰出金として3億2,
678万6,000円を計上しております。

次に、第4号議案の「平成24年度後期
高齢者医療特別会計」についてご説明いた
します。

議案3ページをお願いいたします。

平成24年度の特別会計予算であります
が、予算総額を968億2,394万5,0
00円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、4ページをお
願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、
「第1款 市町支出金」では、被保険者か

らの保険料及び市町の療養給付費の定率負
担金として154億537万6,000円
を、「第2款 国庫支出金」では、国の療養
給付費の定率負担金、調整交付金等として、
合計で317億7,710万8,000円を、
「第3款 県支出金」では、県の療養給付
費の定率負担金など79億7,868万1,
000円を計上しております。

次に、「第4款 支払基金交付金」に、現
役世代からの支援金である交付金として、
397億9,705万5,000円を、

「第8款 繰入金」では、一般会計、臨時
特例基金及び療養給付費等準備基金からの
繰入金として、18億4,438万5,00
0円を計上しております。

おめくりいただきまして、5ページをお
願いいたします。

歳出につきましては、「第1款 総務費」
では、制度運営に係る経費3億6,868万
2,000円を、「第2款 保険給付費」で
は、療養の給付に係る費用、高額療養費、
葬祭費など、合計で960億9,636万1,
000円を計上しております。また、「第5
款 保健事業費」では、市町が実施する長
寿健康診査事業の補助金として、2億49
4万9,000円を計上しております。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当
なる御議決を賜りますようお願い申し上げ
ます。

○議長（加藤貞信君） 以上で、提案理由

の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

21番 松本朗君から質疑の通告がありましたので、許可します。

21番 松本朗君。

(松本朗君 登壇)

○松本朗君 坂井市議会の松本です。24年度の特別会計について質疑を行います。

去る2月の臨時会で、条例が改正されて、基金の取り崩しによって、保険料率、均等割額が維持をされました。先ほどの資料の説明にもありますように、全国的に圧倒的多くの団体の保険料が引き上げられました。当連合におきまして、2月の議会での、平成24年度、25年度の保険料率算定の資料を見ますと、基金を取り崩さなければ均等割額も所得割率も引き上げられることになるんです。

そこでお尋ねしたいのは、これはちょっと説明があったかもしれませんが、1つは保険料負担割合、当広域連合における試算上の保険料割合が10.51%になるわけですが、これはそれまでの22年度、23年度に比べると何%引き上がることになるのか。

もう1つは、そもそも民主党政権になって、この制度を変えるということになったわけですが、2009年11月9日に当時の長妻厚生労働大臣の時でありまして、2年前の2010年度改訂時には、

人口比率、それから医療費の上昇分、こういうものについては国庫補助金を増やすことによって保険料を上げないような措置をとるという通知を出しています。ところが、実際にはそういう措置がとられませんでした。具体的には、基金と剰余金を使って、保険料をなるべく引き上げないようにする、こういうことになったわけであります。

そこで、今24年度の予算でありますけれども、これは今の説明の中では、そうした保険料の引き上げにならない国としての措置、補助金の引き上げだとか、そういうものが実際に行われているのかどうか。

それから、当時の厚生労働省からの各団体への通知との関係で、どのように連合長は認識されていますか。

以上、質問いたします。

○議長(加藤貞信君) 松本朗君の質疑に対する理事者の答弁を求めます。

事務局長。

(事務局長 三上明範君 登壇)

○事務局長(三上明範君) 今、松本議員からの御質問につきまして、2点お答えさせていただきます。

まず、国のほうの保険料の負担割合について、どういう経緯だったかということにつきましては、制度発足時は10%でございました。それが、22、23年度におきましては10.26%、そして今回、24、25年度につきまして10.51%と上が

っております。これはなぜかと言いますと、この高齢者負担率につきましては75歳未満の現役世代の負担の増加に配慮しつつ、現役世代人口の減少による現役世代の保険料負担増加分を75歳以上の高齢者と折半し、高齢者の保険料の負担割合を段階的に引き上げる仕組みとなっております。

したがって、高齢者の人口も増加しているんですけども、現役世代の人口が減少していることが高齢者負担率の引き上げの要因となっております。

それで、繰り返しになりますけども、制度開始の保険料率算定におきまして10%だったものが、平成22年、23年度の算定時におきましては10.26%、そして、平成24年、25年度の算定時におきましては10.51%が適用されたところでございます。

次に、24年度の当初予算において保険料上昇抑制のための国からの支援はどのようなものがあるかとの御質問だと思います。これは、直接的な支援はございません。しかし、保険料上昇抑制財源として活用可能な、県が管理している財政安定化基金に国から約9,000万円拠出されることになっております。

また、平成24年度保険料の軽減措置も引き続き継続されることになっており、被扶養者であった被保険者に係る均等割額の9割軽減及び低所得者に係る均等割額の8.

5割軽減等を継続して実施するための財源として、国からの臨時特例交付金を受け入れ、臨時特例基金に積み立てる、平成23年度特別会計補正予算を第5号議案として本定例会に上程させていただいているところでございます。

当広域連合としましては、平成24年度も引き続き軽減措置を継続することとし、国によって平成23年度第4次補正予算にて財源措置されたことについては一定の評価をしているところであります。

今後、当広域連合におきまして、療養給付費等準備基金や財政安定化基金の活用では、十分な抑制が図れない場合におきましては、必要な財源の確保について積極的に国に対して要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(加藤貞信君) 21番 松本朗君。

○松本朗君 経過は大体わかりました。それで、国からのそうした保険料を引き上げない具体的な措置がないわけですけども、私が最初に指摘したように、2009年11月の通知というものについて、当連合として認識はありますか。それが、実際には措置されなかったということについて、どのような対応をされたのかについてお尋ねします。

○議長(加藤貞信君) 事務局長。

○事務局長(三上明範君) 2009年の

通知もございましたし、今回の改定時におきましても国のほうの通知がございました。そのときには、保険料の引き上げを抑制するために剰余金、うちの場合でしたら剰余金は準備基金に積み立てておりますから、うちでは準備基金。それから、県が管理しております財政安定化基金を活用して抑制してくださいというような通知はございました。

その中で、当広域連合におきましては、前回の保険料算定時におきましても、剰余金を使うことによって、現行据え置きが可能であったことから、現行据え置きとしております。

また、今回の保険料算定におきましても、準備基金を取り崩すことによって、現行据え置きが可能だということで、そのような措置をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（加藤貞信君） 以上で通告による発言はすべて終了いたしました。よって、質疑を終結いたします。

ただいまから討論に入ります。

21番 松本朗君から討論の通告がありますので、許可いたします。

21番 松本朗君。

（松本朗君 登壇）

○松本朗君 24年度特別会計予算について、反対の討論を行います。

今の質疑の中で、国が保険料を引き上げ

ないために、かつて2009年当初、長妻厚生労働大臣の時には、国の補助金で措置をするということを表明していましたが、実際にはそうではなくて剰余金や財政安定化基金などの活用で引き上げないという、つまり国としては具体的な措置をやらなかったわけです。そういうことで今、全国的には多くの団体が保険料を引き上げられました。今回の福井県の状況におきますと、基金の対応で引き上げをしなかったわけがあります。

それで、2月の条例改定のときに、私は最高限度額の引き上げ分の増額分、約4,000万余り、これを均等割額にして、先に使ったらどうだということが可能だったんじゃないのかということを指摘して反対討論を行いました。今度の予算というのも、そういう点ではそうした対応を、私がそういう指摘をしましたけども、今度の予算では当然ではありますがその反対した条例に基づく予算措置となっているわけでありす。

したがって、制度そのものについては根本的に、本質的に保険料がどんどんと上がってこざるを得ない、そういう制度でありますけども、その中で最低限のやるべきことをもう一步踏み込んでやるべきだったんじゃないかということについてののみ指摘をして、予算については反対といたします。

○議長（加藤貞信君） 以上で通告による

発言は終了いたしました。

これにて討論を終結し、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。

それでは、第3号議案及び第4号議案を一括して採決します。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（加藤貞信君） 起立多数であります。

よって、そのように決しました。

○議長（加藤貞信君） 次に、日程5 第5号議案「平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第5号議案「平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案6ページをお願いいたします。

平成23年度の特別会計補正予算であります。補正額は歳入、歳出とも4億4、

663万8,000円を増額し、予算総額で955億8,644万6,000円とするものであります。

おめくりをいただきまして、7ページをお願いいたします。

まず、歳入におきましては、「第1款市町支出金」では、平成23年度分の保険料収入が予算で見込んだ額よりも多く見込まれるため、585万6,000円を増額しております。

「第2款 国庫支出金」では平成24年度においても実施する保険料の軽減措置に要する経費として、国から交付を受ける高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金4億3,905万9,000円を増額しております。

「第6款 財産収入」では療養給付費等準備基金の平成23年度中の運用益が172万3,000円ありましたので、その分を増額しております。

歳出におきましては、「第6款 基金積立金」では臨時特例基金に積み立てる高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金4億3,905万9,000円と、療養給付費等準備基金に積み立てる、療養給付費等準備基金の運用益172万3,000円の合計額、4億4,078万2,000円を計上しております。

また、「第8款 諸支出金」では過年度の保険料還付金に要する経費として、537

万4,000円と、平成22年度に受けた国の調整交付金を精算した結果、返還が必要となった48万2,000円の計585万6,000円を計上しております。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤貞信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第5号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○議長（加藤貞信君） 次に、日程6 第6号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」及び日程7 第7号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第6号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」及び第7号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これは、平成24年2月の国の平成23年度第4次補正予算の成立を受け、平成23年度に引き続き、平成24年度におきましても国の交付金を財源とした保険料の軽減措置が実施されることとなったため、所要の措置として両条例の一部を改正するものであります。

議案8ページをお願いいたします。

まず、第6号議案につきましては、制度開始当初から実施しております各種の保険料軽減措置のうち、社会保険等の被扶養者であった方の保険料均等割額の軽減割合を9割とする措置と、所得の低い方に対する保険料均等割額の軽減割合を8.5割とする措置を平成24年度にも継続して実施するため、附則を3条追加するものであります。

続きまして、議案10ページをお願いいたします。

次に、第7号議案につきましては、保険

料軽減措置の補てん財源として、国から交付されます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を福井県後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てた上で、軽減措置の財源としてこの基金を処分することができるよう臨時特例基金条例の一部を改正するものであります。

なお、この２つの改正条例の施行期日は、いずれも平成２４年４月１日であります。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤貞信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。

それでは、第６号議案及び第７号議案を一括して採決します。

原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○議長（加藤貞信君） 次に、日程８ 第８号議案「福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について」を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第８号議案「福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案１１ページをお願いいたします。

広域連合は、地方自治法第２９１条の７の規定に基づき、その事務を処理するために、議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならないこととされております。

当広域連合におきましても、平成１９年度から平成２３年度までの５か年を期間とする広域計画を作成し、広域連合と構成する市町が行う事務を定め、これまで事務処理を行ってまいりました。その広域計画に基づく事業期間が平成２３年度末をもって満了することから、今回その内容の一部を変更、追加した新たな広域計画を、第二次広域計画として作成するものであります。

第二次広域計画は、これまでの広域計画で事務処理上、不都合な問題は生じておりませんことから、おおむね現行計画をもとに作成しておりますが、計画期間の満了に伴い、新たに平成２４年度からの５か年を計画期間とするよう改めたこと、制度の立ち上げに係る、準備期間に関する記述を削除したこと、こうした変更に合わせて字句を修正したことなど、必要に応じて内容の

一部を修正しております。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤貞信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第8号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程9 一般質問を行います。

21番 松本朗君の一般質問を許可します。

21番 松本朗君。

（松本朗君 登壇）

○松本朗君 松本です。一般質問を行います。

現行制度を廃止するということについて、連合長の見解をお尋ねするとともに、当広域連合として積極的な役割を果たしていただきたいということについて質問をします。

先ほど来、24年度の予算の説明の中で

も明らかなように、全国で多くの団体が保険料を引き上げました。当団体も22年度、23年度での平均保険料が5万4,178円だったものが、基金を繰り入れられなければ6万414円に大幅に引き上げられることになったわけです。つまり、後期高齢者医療制度の本質的な問題があるわけです。後期高齢者医療制度がスタートしてから5年が経過するわけで、今保険料改定は2回目ではありますが、2年前には引き下げもしたところも出ていたり、維持するところもたくさんあったわけですが、それは剰余金や基金の活用で、そのようになったわけです。今年度の他府県の広域連合の状況を見ますと、そうした基金の取り崩しも出来ない状況になり、大幅な引き上げになったわけであります。その理由については、先ほど質疑の中での答弁でも明らかなように、保険療養給付費の増、さらには高齢者人口の増、それに伴って基本的な保険料率が引き上がるという制度の根本的な問題であります。

当広域連合も、このまま2年が経過するならば、保険料の大幅な引き上げが必然であります。今、連合長の先ほどの報告、開会のあいさつの中で、今の政権が今国会に提出を見送る方向だというふうにも言われました。全国知事会が、民主党・政府の新たな改革案について断固反対をするという態度があるからであります。

ここで問題なのは、私はそもそも2009年の総選挙で民主党政権が誕生した背景の要因の1つに、この後期高齢者医療制度があったわけです。高齢者だけを別枠に囲い、その高齢者の人口、医療費が増えれば増えるほど、高齢者の保険料負担が引き上げられるという制度的な、本質的な欠陥だってあるからです。当時、厚生労働省の担当の幹部は、医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者自らの感覚で感じ取っていただくというふうに言ったそうであります。ですから、この本質的矛盾を抱える制度を廃止するべきではないでしょうか。

まず、連合長の基本的な、この制度についての認識をお尋ねします。この間、連合長の発言は、県からの報告などについては発言をされるわけですがけれども、連合長としてこの制度についてどのような認識があるのかということについては明らかにされていません。やはり、単なる事務職員ではなく、政治家であり、県民の高齢者の医療保険、医療制度について責任を持つ政治家でもありますから、この点について明確な態度を表明していただきたいと思います。

第2点は、提案であります。今、民主党・政府のこの高齢者医療制度についての抜本改革案では、当面、25年度から5年間程度を、新たな国民健康保険というものをつくり、現役世代とは別枠にすると。被用者保険に入っている方は戻す。被用者保険加

入者の扶養者も戻すということで、現在、1,400万人の加入者がいるわけですが、それを1,200万人程度になるという見込みで設計をしております。

しかし、保険として、いわゆる被用者の方を除いた1,200万人の方について言えば、それを1つの保険に入っていれば、その方々の高齢者比率が高くなればなるほど、医療費の負担が増えれば増えるほど、その方々の保険料負担は大きくなるわけです。そういう点では、現在の後期高齢者医療制度の仕組みと基本的には変わらないというものなわけです。

私が提案するのは、この後期高齢者医療制度が始まる前の老人保健制度に戻すということが、現実的な対応策ではないのかというふうに思います。知事会がなぜ反対をするかといえば、各県1本でやるということで、県としての責任が直接かかわってくる、そういうことが抵抗感として大きいんだと思います。ですから、従来のように、各団体がその老人保健を運営し、それに対して各被用者保険などが拠出をして、高齢者の医療について責任を持つと。その際に国がより積極的な財政支援をすることは当然でありますけれども、制度上は高齢者だけを1つの保険に囲い込むというやり方を解消する、これが大事なのではないでしょうか。基本的には、従来の老人保健制度で混乱をしたこともありませんし、各議会でそ

れが否決されたこともありません。

そこで、連合長、国に対してこういう状況になった今、具体的な、しかも現実的な対応策として、老人保健制度に戻すということを、福井県と広域連合として政府に対して求めるべきではないでしょうか。

以上のことについてお尋ねして、最初の質問といたします。

○議長（加藤貞信君） 松本朗君の質問に対する理事者の答弁を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 現行制度の廃止について、連合長はどう考えるかとの御質問についてお答えをいたします。

平成20年4月からスタートいたしました後期高齢者医療制度ですが、発足の時から、75歳以上を切り離して独立した医療制度としたこと。2点目に、年金から保険料を天引きするようになったこと。3点目に、これまで社会保険等の被扶養者であった方が、後期高齢者医療保険に加入することによって、新たに保険料負担が発生したこと。4つ目として、健保組合等において後期高齢者医療保険への拠出金が増大するようになったことなどに対して批判が相次いだことがありまして、国は現行制度を廃止し、平成22年12月に取りまとめられた高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」において示された方針に沿って、新

制度への移行を目指しているわけでありま

す。
しかし、国の制度に対する修正や各種の保険料軽減措置の実施により、制度開始から4年が経過しようとしている現在では、被保険者の皆様からの批判を聞く機会は非常に少なくなり、現行制度は一面落ち着きを見せ、定着をしているものととらえておるところです。

現在、新制度において財政運営を担うこととなる都道府県と、その取りまとめを行う全国知事会は制度廃止に反対をしておりますが、国民全員が何かしらの公的医療保険に加入しているという医療制度のもとでは、今後増大していく高齢者医療費は必ずだれかが負担をしなければならないものがあります。新制度においても、だれがどれだけ負担するのかが最大の課題となるところでありまして、拙速に結論を出すことは避け、十分な議論を尽くし、被保険者に過度な負担を強いることなく、安心して医療が受けられるよう、持続的で安定した制度となることを期待しているところです。

また、2つ目の旧老人保健制度に戻すことがよいのではないかという御指摘ですが、現行の後期高齢者医療制度が導入された理由として、国は旧老人保健制度の問題点として、1つに老人保健制度では高齢者も被用者保険や国民健康保険に加入しながら、保険料を支払っていました。一

方で、その給付はその高齢者が住んでいる市町村が各医療保険者からの拠出金等を財源に行っていたところです。拠出金には、各医療保険制度における高齢者と若年者の保険料が充てられていましたが、この方式では高齢者の医療費について高齢者がどれだけ負担し、若年者がどれだけ負担するかという負担のルールが不鮮明といえます。

また、この制度では運営主体が市町村であるのに対し、実質的な費用負担は医療保険者であるという制度運営の責任が不明確になっていたところも問題であります。これらの解消のねらいとして現行の高齢者医療制度が導入されましたので、旧制度に戻すことによって、この問題が繰り返されるのではないかという心配もございます。

また、現行の後期高齢者医療制度の被保険者の大多数は、国民健康保険の被保険者の方です。以前の制度に戻すことは、受け皿となる市町の国保財政が立ちゆかなくなることとも予想されるところです。全国知事会が新たな制度の移行に反対している理由も、この国保の財政基盤の脆弱さであり、現在、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場」において協議をされているところですが、老人保健制度へ戻しましても、市町村国保の構造問題がある限りは、なかなか対処が難しいのではないかというふうに考えているところです。

○議長(加藤貞信君) 21番 松本朗君。

○松本朗君 再度お尋ねします。

今、連合長が答弁されたのは、やはり突っ込み不足だと思うんですよ。それで、1つ一致するのは、まさに戻したとしても、あるいは今の一体改革の方針にしろ、国の責任が非常に弱い。それによって、被保険者であったり、いわゆる運営者、保険者の負担が非常に重くなるということ。それは、そのとおりだと思うんです。だから、国がきちっと国民の医療について責任を持つということが大前提ではありますけども、もう1つは制度的に、なぜ後期高齢者医療制度が国民から、特に高齢者の方から大反発を受けたのかと、そこが老人保健制度と現行の保険制度との本質的な違いです。先ほど言いましたが、高齢者だけを1つの保険に入れてしまって、今の、広域連合が出された資料からも明らかなように、高齢者の方は疾病率が高いわけですよ。その方々の医療費が上がれば、保険料負担率が上がるという制度的根本矛盾なんですね。それを従来の老人保健制度は、それぞれの被用者保険に加入し、全体として、いろんな保険がありますが、現役世代もちゃんとかわって、保険としては現役世代もちゃんとかわって対応するということなわけで、それは今の後期高齢者医療制度の根本矛盾を解決することだと思います。

もう1つ、老人保健制度の問題点として指摘されました、だれが医療費の負担をし

ているのかがわからないというふうにおっしゃいました。そこが、まさに厚労省の官僚は、老人だけを集めて医療費が上がる、それに伴う保険料が上がる、それで痛みを自覚させるんだということで、今の制度をつくったんです。それが、ひどいとは思いませんか、連合長。

そうでなくて、お年寄りが病気にかかる、医療費がかかるのは当たり前。それを、すべての医療保険が責任を持つと。老人保健制度は、制度的な仕組みは明確なんですけど。ですから、それを問題点だというのは、後期高齢者医療制度をつくった厚労省の立場からいう問題点ではないんでしょうか。国民から、被用者保険から、高齢者から見たら問題点ではないじゃないんですか。その点について、認識をお尋ねします。

○議長（加藤貞信君） 連合長。

○広域連合長（東村新一君） 社会保障が国民のセーフティネットとして充実をされている、それをどこまでやるかということについては、いろんな考えがあるんでしょうけれども、少なくともそういうふうにセーフティネットとしての機能を持たなければならぬということについては、松本議員とも同じではないかと思っております。

けれども、今のこういう制度が、やはり考え方を変えなければならなかった根本は、やはり超高齢化という波が新たに入ってきてしまったことによって、旧来の老人保健

制度ではもうやっていけないというようなところが出たことによって、新たな制度設計が組まれたものというふうに認識をしています。

従いまして、この制度設計をもう一度整理をするのであれば、そういう問題点をきちっと整理をしてやっていかないと、先ほどの御指摘のように、旧来の制度にただ単に戻すんだと言われると、またそれはそれで問題が残ってしまう、そういうふうに認識をしております。

○議長（加藤貞信君） 21番 松本朗君。

○松本朗君 その超高齢化社会の本質的な問題、医療費を現役世代が負担するという問題、これは確かにそのとおりで、しかしそれが解決される見通しは今ないんですよ。それはそれとして日本国全体の問題であります。そういう国を今つくってしまったわけですから。

しかし、そういうことと、そういう日本の社会の状況の中で、老人医療問題をどのようにするかということは別問題ではないんでしょうか。そんな根本的な解決ができれば、そもそも無理なんだということで、いろいろ議論しているうちに、あと2年経ってしまいます。そして、今の制度設計のままで進んだら、高齢者の保険料がどんどん負担が大きくなると本質的矛盾が一層吹き出してくる。そういうことではないんでしょうか。

○議長（加藤貞信君） 以上で通告による

本日は、ありがとうございました。

○議長（加藤貞信君） 以上で会議を閉じます。

これをもって、平成24年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後4時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、
ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議長

加藤 貞信

署名議員

平岡 忠昭

署名議員

工 是 哲 雄